

会議録様式

審 議 会 名	第1回（仮称）杉戸町手話言語条例検討委員会
開 催 日 時	令和6年8月6日（火）午後1時30分～2時30分
開 催 場 所	杉戸町役場 本庁舎1階会議室
会 議 の 議 題	(1) 手話言語条例とは (2) 条例制定スケジュールについて
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開 （公開の場合傍聴者数 2人）
	(非公開の場合理由)
出席委員氏名	(出席委員) 岡野敏昭委員、松田弘美委員、須田恒男委員、柴田周子委員、 稲垣良行委員、間宮佐委員 (欠席委員) 山路久彦委員、吉澤久美子委員
審議の概要	
<p>各議題について意見及び質問をいただいた。 詳細は別紙のとおり。</p>	

## ・議事（１）「手話言語条例とは」

委員)

条例ができて、顕著に変わったと思うのは、どのようなところか。

他委員)

役所の職員の気持ちが変わっていた。手話ができる職員も増えた。私の地域では、障がい者福祉課の職員のほとんどが手話ができるようになり、対応がスムーズになった。また、手話講習会の申込者が増えた。お店においても、手話ができる人が増えてきた。

委員) お店でも手話で対応してもらえるようになったとのことだが、お店関係にも手話を学んでもらう施策を盛り込んだということか。

他委員)

条例をつくったあとの推進方針として、お店に対しても手話の講習会を開催した。数は多くないがやったことで、興味を持ちもっと勉強したいという方もいた。

## ・議事（２）「条例策定スケジュールについて」

委員)

「たたき台」と「素案」の違いを教えてください。

事務局)

素案は、ある程度条文として記載したものを想定している。

たたき台は、条文にする前の何を条例に盛り込んでいくのかとか、必要なもの、そうでないものを検討していく段階のものと考えている。

委員)

福祉計画の策定は業者に委託していると思うが、条例は事務局が素案を作成するのか。

事務局)

条例の作成は福祉課で行う予定である。条例文などの所管である総務課議会法務担当と文章の整理などを行いながら作成する予定です。